

保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額表（月額）

（平成30年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）		利用者負担額（）は二人目の金額						
区分	定義	保育標準時間認定			保育短時間認定			
		4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村住民税が非課税の世帯	3,300円 （ 0円 ）	3,300円 （ 0円 ）	4,400円 （ 0円 ）	3,300円 （ 0円 ）	3,300円 （ 0円 ）	4,400円 （ 0円 ）	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村住民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	8,800円 （ 2,200円 ）	8,800円 （ 2,200円 ）	11,000円 （ 0円 ）	8,660円 （ 2,170円 ）	8,660円 （ 2,170円 ）	10,820円 （ 0円 ）
D1		48,600円以上 57,700円未満	13,480円 （ 3,370円 ）	13,480円 （ 3,370円 ）	15,680円 （ 0円 ）	13,260円 （ 3,320円 ）	13,260円 （ 3,320円 ）	15,420円 （ 0円 ）
D2		57,700円以上 67,000円未満	13,480円 （ 3,370円 ）	13,480円 （ 3,370円 ）	15,680円 （ 0円 ）	13,260円 （ 3,320円 ）	13,260円 （ 3,320円 ）	15,420円 （ 0円 ）
D3		67,000円以上 97,000円未満	19,800円 （ 6,930円 ）	20,350円 （ 7,120円 ）	22,550円 （ 0円 ）	19,470円 （ 6,820円 ）	20,010円 （ 7,010円 ）	22,170円 （ 0円 ）
D4		97,000円以上 140,000円未満	24,200円 （ 8,470円 ）	25,300円 （ 8,860円 ）	30,250円 （ 0円 ）	23,790円 （ 8,330円 ）	24,870円 （ 8,710円 ）	29,740円 （ 0円 ）
D5		140,000円以上 169,000円未満	25,850円 （ 9,040円 ）	29,150円 （ 10,200円 ）	39,600円 （ 0円 ）	25,420円 （ 8,900円 ）	28,660円 （ 10,040円 ）	38,930円 （ 0円 ）
D6		169,000円以上 254,000円未満	29,430円 （ 14,710円 ）	33,220円 （ 16,610円 ）	45,870円 （ 0円 ）	28,930円 （ 14,470円 ）	32,660円 （ 16,330円 ）	45,100円 （ 0円 ）
D7		254,000円以上 301,000円未満	32,450円 （ 16,230円 ）	37,680円 （ 18,830円 ）	53,740円 （ 0円 ）	31,900円 （ 15,950円 ）	37,040円 （ 18,520円 ）	52,830円 （ 0円 ）
D8		301,000円以上 341,000円未満	34,100円 （ 17,050円 ）	39,600円 （ 19,800円 ）	60,170円 （ 0円 ）	33,530円 （ 16,770円 ）	38,930円 （ 19,470円 ）	59,150円 （ 0円 ）
D9		341,000円以上 397,000円未満	35,200円 （ 17,600円 ）	40,700円 （ 20,350円 ）	65,450円 （ 0円 ）	34,610円 （ 17,310円 ）	40,010円 （ 20,010円 ）	64,340円 （ 0円 ）
		397,000円以上	36,300円 （ 18,150円 ）	41,800円 （ 20,900円 ）	75,900円 （ 0円 ）	35,690円 （ 17,850円 ）	41,090円 （ 20,550円 ）	74,610円 （ 0円 ）

注① 階層区分

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村住民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は世帯の市町村住民税所得割額の合計によって決定します。
- ・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村住民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村住民税の所得割額により決定します。

注② 時間区分（保育必要量）

- ・認定されている保育必要量が「保育標準時間」か「保育短時間」かによって保育料の金額が異なります。なお、保育必要量は支給認定証で確認できます。

注③ 年齢区分

- ・平成30年度における年齢区分は下記のとおりとなります。
- 3歳未満の児童…平成27年4月2日以降生まれの児童
- 3歳の児童…平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの児童
- 4歳以上の児童…平成24年4月2日～平成26年4月1日生まれの児童

注④ 多子軽減（2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減）

- 世帯の年収が約360万円未満（所得割額が57,700円未満）世帯の場合
- ・保護者と生計を一にする子ども（※）について、最年長の子どもから順に2人目は（）内の金額、3人目以降は無料（0円）となります。

※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」となります。

注⑤ 多子軽減（2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減）

- 世帯の年収が約360万円以上（所得割額が57,700円以上）の世帯の場合
- ・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している児童のうち、最も年齢の高い児童については上の金額、最も年齢の高い児童から数えて2人目の児童については（）内の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて3人目以降の児童については無料となります。

※所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等世帯（母子（父子）家庭、障がい者（児）同居世帯）は【次ページ】のとおりになります。

保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの利用者負担額表（月額）

【ひとり親家庭等（母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯）の世帯に係る負担額】

（平成30年4月1日以降適用）

入所児童の属する世帯の階層区分（注①）			利用者負担額					
区分	定	義	保育標準時間認定			保育短時間認定		
			4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童	4歳以上の児童	3歳の児童	3歳未満の児童
B0	市町村民税が非課税の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円
D01		48,600円以上 67,000円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円
D02		67,000円以上 77,101円未満	3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	3,300円	4,400円

注②

注③

注④

※2人目以降の利用者負担額は無料(0円)となっております。

注① 階層区分

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。
- ・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して（減税前の金額で）計算し、保育料を決定します。
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定します。

注② 時間区分(保育必要量)

- ・認定されている保育必要量が「保育標準時間」か「保育短時間」かによって保育料の金額が異なります。なお、保育必要量は支給認定証で確認できます。

注③ 年齢区分

- ・平成30年度における年齢区分は下記のとおりとなります。
3歳未満の児童…平成27年4月2日以降生まれの児童
3歳の児童 …平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの児童
4歳以上の児童…平成24年4月2日～平成26年4月1日生まれの児童

注④ 多子軽減(2人以上のお子さんが通園した場合等により軽減)

- ・世帯の年収が約360万円未満(所得割額が77,101円未満)の世帯の場合
- ・保護者と生計を一にする子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目は()内の金額、3人目以降は無料(0円)となります。

※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。

上記の表にある階層以外についてはひとり親家庭等世帯以外の利用者負担額表【前ページ】のとおりとなります。